

令和 8 年度碧南市選挙管理委員会 書面開催

日時：令和 8 年 9 月 3 0 日（水）

1 協議事項

- (1) 個人演説会の施設の設備及び候補者が納付すべき費用の改正について（市長）（P 1 ～ P 2）
- (2) 個人演説会の施設の設備及び候補者が納付すべき費用の改正について（教育委員会）（P 3 ～ P 7）

碧南市告示第●号

個人演説会の施設の設備及び候補者が納付すべき費用について

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第119条第2項及び第121条の規定により、公営施設使用の個人演説会開催に必要な施設の設備及び納付すべき費用の額を下記のとおり定め、令和9年4月1日から適用する。

なお、平成28年碧南市告示第6号（個人演説会の施設の設備及び候補者が納付すべき費用について）は、同日から廃止する。

令和8年9月30日

碧南市長 小池友妃子

記

施 設 の 名 称	使 用 すべき 屋 室	使 用 すべき 屋 室 の面積	納付すべき費用の額			照明 施設 の 有無	演 壇 の 有無	収容人員 (聴衆席) の 状 況	控室の 有無	拡声機 設備の 有無
			昼 間		夜 間					
			午 前	午 後						
東部市民 プラザ	会議室 1・2	平方メ ートル 229	円 2,530	円 4,110	円 4,790	有	有	人 168 (168)	有	有
農業者コ ミュニテ ィセンタ ー	体育室	711	2,360	5,740	3,860	有	有	1,200 (200)	有	有
前浜集落 センター	大研修 室	106	790	1,280	1,660	有	有	80 (80)	有	有
川口農業 センター	大研修 室	106	790	1,280	1,660	有	有	70 (70)	無	有

備 考

- 1 納付すべき費用の額の欄中、昼間の午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで（ただし、農業者コミュニティセンターは正午から午後6時まで）、夜間とは午後6時から午後9時までをいう。
- 2 この表に規定する単位の時間を連続して利用する（同日の利用に限る。）場合は、単位間の時間も含めて利用できるものとし、それぞれの単位の使用料を合算した額を使用料とする。

個人演説会の施設の設備及び候補者が納付すべき費用の改正について

1 改正の理由

使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（令和８年碧南市条例第６号）が令和８年３月２７日に公布され、碧南市使用料及び手数料条例（平成９年碧南市条例第１８号。以下「条例」という。）の一部改正が令和９年４月１日に施行されることに伴い、個人演説会を市の施設において開催する候補者が納付すべき費用（以下「費用」という。）の額を改める。

2 改正の概要

費用の額の改正

費用の額を条例に規定される施設の使用料の額に改める。

3 施行期日

令和９年４月１日

碧南市教育委員会告示第●号

個人演説会の施設の設備及び候補者が納付すべき費用について

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第119条第2項及び第121条の規定により、公営施設使用の個人演説会開催に必要な施設の設備及び納付すべき費用の額を下記のとおり定め、令和9年4月1日から適用する。

なお、平成28年碧南市教育委員会告示第5号（個人演説会の施設の設備及び候補者が納付すべき費用について）は、同日から廃止する。

令和8年9月30日

碧南市教育委員会教育長 小澤 徹

記

施 設 の 名 称	使 用 すべき 屋 室	使 用 すべき 屋 室 の面積	納付すべき費用の額			照明 施設 の 有無	演 壇 の 有無	収容人員 (聴衆席) の 状 況	控室の 有無	拡声機 設 備 の 有無
			昼 間		夜 間					
			午 前	午 後						
碧 南 市 文化会館	ホール	平方メ ートル 970	円 平 日 19,980 土曜日 日曜日 祝 日 25,970	円 平 日 32,100 土曜日 日曜日 祝 日 41,730	円 平 日 42,140 土曜日 日曜日 祝 日 54,770	有	有	人 1,022 (1,022)	有	有
	音 楽 練習室	87	1,170	1,890	2,260	有	無	50 (50)	無	無
	総 合 練習室	110	1,440	2,320	2,710	有	無	80 (80)	無	有
芸術文化 ホ ー ル	エメラ ルドホ ール	604	平 日 11,980 土曜日 日曜日 祝 日 15,570	平 日 19,260 土曜日 日曜日 祝 日 25,030	平 日 25,280 土曜日 日曜日 祝 日 32,850	有	有	452 (452)	有	有
	シアタ ーサウ ス	352	平 日 10,180 土曜日 日曜日 祝 日 13,220	平 日 16,350 土曜日 日曜日 祝 日 21,250	平 日 21,450 土曜日 日曜日 祝 日 27,870	有	有	316 (316)	有	有

勤 労 者 体 育 セ ン タ ー	体育室	720	2, 360	5, 740	3, 860	有	無	1, 200 (-)	無	有
南部市民 プ ラ ザ	会議室 1・2	222	2, 460	3, 960	4, 640	有	有	200 (200)	有	有
新 川 中 学 校	体育館	1, 210	1, 100	1, 100	1, 100	有	有	2, 000 (960)	有	有
中 央 中 学 校	体育館	1, 040	1, 100	1, 100	1, 100	有	有	2, 100 (500)	有	有
南中学校	体育館	1, 107	1, 100	1, 100	1, 100	有	有	2, 100 (850)	有	有
東中学校	体育館	1, 026	1, 100	1, 100	1, 100	有	有	2, 100 (850)	有	有
西 端 中 学 校	体育館	1, 026	1, 100	1, 100	1, 100	有	有	2, 100 (570)	有	有
新 川 小 学 校	体育館	792	880	880	880	有	有	1, 600 (700)	有	有
中 央 小 学 校	体育館	582	880	880	880	有	有	1, 200 (640)	有	有
大 浜 小 学 校	体育館	1, 019	880	880	880	有	有	1, 600 (650)	有	有
棚 尾 小 学 校	体育館	973	880	880	880	有	有	1, 700 (500)	有	有
日 進 小 学 校	体育館	581	880	880	880	有	有	1, 200 (520)	有	有
鷺 塚 小 学 校	体育館	799	880	880	880	有	有	1, 600 (800)	有	有
西 端 小 学 校	体育館	575	880	880	880	有	有	1, 200 (690)	有	有

新 川 幼 稚 園	リズム 室	149	220	220	220	有	有	160 (80)	無	有
中 央 幼 稚 園	リズム 室	105	220	220	220	有	有	120 (100)	無	有
大 浜 幼 稚 園	リズム 室	159	220	220	220	有	有	170 (130)	無	有
棚 尾 幼 稚 園	リズム 室	140	220	220	220	有	有	150 (90)	無	有
西 端 幼 稚 園	リズム 室	185	220	220	220	有	有	200 (130)	無	有
中 央 公 民 館	大会議 室	238	2,750	4,440	5,580	有	有	400 (250)	有	有
新 川 公 民 館	ホール	135	930	1,490	1,940	有	有	150 (90)	有	有
中 部 公 民 館	ホール	146	930	1,490	1,940	有	有	180 (100)	有	有
大 浜 公 民 館	ホール	187	930	1,490	1,940	有	有	200 (120)	有	有
棚 尾 公 民 館	ホール	224	930	1,490	1,940	有	有	300 (150)	有	有
鷺 塚 公 民 館	ホール	170	930	1,490	1,940	有	有	200 (120)	有	有
日 進 公 民 館	ホール	169	930	1,490	1,940	有	有	200 (120)	有	有
西 端 公 民 館	ホール	116	930	1,490	1,940	有	有	150 (90)	有	有

備 考

- 1 納付すべき費用の額の欄中、昼間の午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時（ただし、勤労者体育センターは午後6時）まで、夜間とは午後6時から午後9時までをいう。
- 2 この表に規定する単位の時間を連続して利用する（同日の利用に限る。）場合は、

単位間の時間も含めて利用できるものとし、それぞれの単位の使用料を合算した額を使用料とする。

- 3 碧南市文化会館及び芸術文化ホールで附帯設備を使用するときは、納付すべき費用の額のほかに碧南市使用料及び手数料条例（平成 9 年碧南市条例第 18 号）に定める額を加算する。
- 4 中学校及び小学校で照明設備を使用するときは、納付すべき費用の額のほかに碧南市使用料及び手数料条例に定める額を加算し、幼稚園については 1 時間につき 110 円を加算する。

個人演説会の施設の設備及び候補者が納付すべき費用の改正について

1 改正の理由

使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（令和８年碧南市条例第６号）が令和８年３月２７日に公布され、碧南市使用料及び手数料条例（平成９年碧南市条例第１８号。以下「条例」という。）の一部改正が令和９年４月１日に施行されることに伴い、個人演説会を市の施設において開催する候補者が納付すべき費用（以下「費用」という。）の額を改める。

2 改正の概要

費用の額の改正

- (1) 碧南市文化会館、芸術文化ホール、勤労者体育センター、南部市民プラザ及び公民館並びに中学校及び小学校の照明設備

費用の額を条例に規定される施設の使用料の額に改める。

- (2) 中学校及び小学校の体育館、幼稚園

費用の額を次のとおり改める。

区 分	改正後	現 行	引上げ額
中学校体育館	１，１００円	１，０８０円	２０円
小学校体育館	８８０円	８６０円	２０円
幼稚園リズム室	２２０円	２００円	２０円
幼稚園照明設備	１１０円	１００円	１０円

3 施行期日

令和９年４月１日